

# 療) 制度の新しい保険証をお届けします

い保険証が届いたら、内容を確認してください。

の誤りをご自分で訂正したものは使用できません。

いようご注意ください。有効期限を過ぎた古い保険証や高齢受給者証等は、市役所にお返しください。

## 長寿医療(後期高齢者医療)制度

75歳以上の方は長寿医療制度に加入することになります。65歳以上74歳未満の方で、一定の障がいをお持ちの方は、申請すると長寿医療制度に加入できます。保険証は1人に1枚の交付となりますので、紛失には注意し、大切に保管してください。もし紛失された場合は、市役所窓口に出し、再交付を受けてください。

○入院する時には「認定証」が必要です 長寿医療制度に加入して住民税が非課税世帯の方は、入院する時に「認定証」を保険証と一緒に提示する必要があります。現在、この認定証の交付を受けている方で、8月以降も該当する方には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。新しい認定証が届いたら、内容の確認をお願いします。

## 老人医療費助成事業(県老)

市では県単独事業として、65歳から69歳までの特定の高齢者を対象に、医療費の助成制度を今年度も実施することになりました。

この助成を受けるには毎年申請が必要で、審査を受けて認定された方には、県老受給者証を交付します。

**対象者** ・65歳から69歳までのひとり暮らしの方、または寝たきりの方  
・長寿医療制度、生活保護の適用を受けていない方  
・前年の所得金額の合計が125万円以下の方

※ただし、ひとり暮らしの場合、社会保険などの被扶養者になっている方、仕送りをもらっている方などは対象となりません。

**助成の範囲** 医療機関で支払う一部負担金は、かかった費用の1割です。また、入院などで1か月の自己負担額が一定額を超えた場合や、県外の医療機関に受診したときは、申請すると医療費の還付が受けられます。

### 手続きに必要なもの

- ・健康保険証 ・印かん ・県老受給者証、県老限度額適用認定証(現在助成を受けている方のみ)
- ・申請書および現況調査票(市役所に用意してあります)

## 保険料額のお知らせ ◆市役所税務課(市民税係) ☎63-5110

### ～長寿医療(後期高齢者医療)保険料額～

- 普通徴収(納付書払い・口座振替)の方…7月16日に年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。普通徴収の対象となる方は、4月1日現在で75歳に到達している方で、8月までに特別徴収(年金からの天引き)にならない方です(8月から特別徴収になる方には、7月上旬にお知らせします)。なお、10月から特別徴収が開始される方は、7・8・9月のみ普通徴収となります。
- 特別徴収(年金からの天引き)の方…前年度から引き続き特別徴収となっている方や、今年度8月までに特別徴収が開始される方には、9月上旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と、10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。

### ～国民健康保険税額～

国民健康保険税額をお知らせする決定通知書および納税通知書は、8月15日にお送りします。